



# WORKid

## WORKid 通信 No. 9

2022 年 9 月 5 日

平素より大変お世話になっております。今秋は「最低賃金改定」「雇用保険料の料率改定」「社会保険月額報酬改定」「社会保険適用拡大」などの対応が必要になりますので改めて自社の準備体制を確認してみましょう。

### 【9 月適用】

- ・社会保険月額報酬改定（定時改訂）：**算定基礎届の反映**

⇒ 7 月に申請をした算定基礎届を元に各従業員の社会保険の等級を変更し、適切な保険料を天引きしましょう。

※未締め翌月払いの場合は 10 月支給分給与～変更になるのが一般的です

### 【10 月 1 日適用】

- ・雇用保険料の料率改定：3.0%⇒**5.0%に**（従業員負担分）

⇒ 10 万円の給与を支給した場合「300 円」だった雇用保険料の天引きが 10 月勤務分の給与から「500 円」に増額します。

※未締め翌月払いの場合は 11 月支給分給与～変更になります

- ・社会保険適用拡大：100 人以上の会社で働く短時間パートも社会保険への加入が必要に  
※社会保険に加入している従業員が 100 人以上の会社

### 【10 月 2 日適用】

- ・最低賃金：**920 円(北海道)** ※月給目安 160,000 円（週 40 時間勤務）

⇒ 残業手当、通勤手当、精勤手当、家族手当は最低賃金に含みません

ちょっと役立つ

～今月も仕事に追われてハラハラ?! 原コラム～

#### 【両立支援等助成金について】

2022 年、男性の育児休業取得率を上げるため様々な法改正・取組が行われています。男性育休を積極的に推進することで助成金を受給できたり、企業イメージアップにもつながります。

#### 【出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）】

男性労働者が**育児休業を取得しやすい環境整備**をして、実際に「**5 日以上**」育児休業を取得させた場合に **20 万円**の助成金を受給できます。また、育児休業取得率が 30%以上上昇すると**最大 75 万円**の助成金を受給できます。

あくまでも、職場環境整備の延長線上に助成金があることをご承知おきください。助成金のためではなく、**働く従業員のために助成金を活用しながら環境整備をしていきましょう。**

☆☆☆以上ご不明点等ございましたら、いつでもご連絡いただけますと幸いです☆☆☆

TEL：011-211-1312 FAX：011-351-1884 社会保険労務士法人WORKid

